

生活道路における自動車の
法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

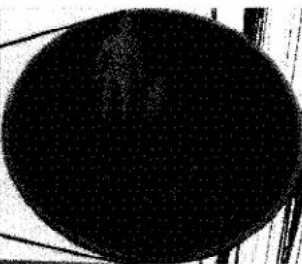
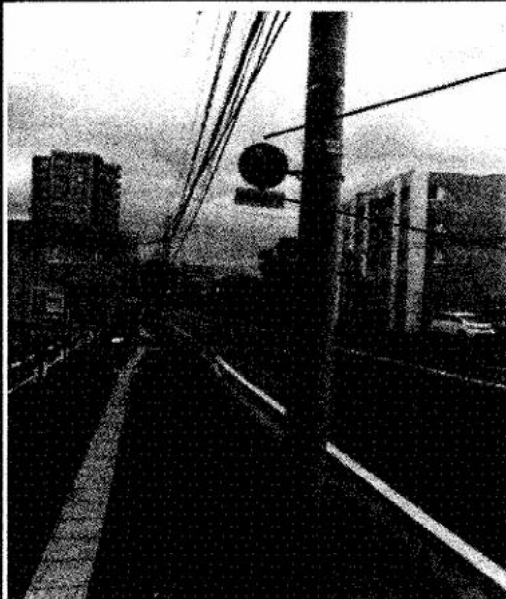
60 km/h → 30 km/h

生活道路とは、地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などのない比較的狭い道路のことを言います。

東札幌

8月号

白石警察署
011-814-0110
東札幌交番
011-841-0892
作成者
三浦・藤原



「歩道通行可」標識

自転車は、原則、車道の左側端に沿うように走行しなければなりません。下記の①～③のような場合は歩道を通行することができます。

- ① 「歩道通行可」の標識等がある場合。
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の人等が運転している場合。
- ③ 車道に駐車車両や道路工事等により車道通行の安全を確保できず、やむを得ない場合。

←札幌市白石区東札幌3条3丁目13番先路上を撮影。

暴力団排除活動の推進 暴力団追放「三ない運動²¹」の推進



暴力団を「利用しない」



暴力団を「恐れない」



暴力団に「金を出さない」



暴力団と「交際しない」

北海道警察 ・ 北海道暴力追放センター